

地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等について

地域密着型(介護予防)サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	あいがある 八千代台 デイサービス センター	八千代市 八千代台 西4-3-5	介護ジャパン株式会社	地域密着型 通所介護	令和5年 5月1日	
2	袖ヶ浦 デイサービス	習志野市 袖ヶ浦 3-5-2- 105	有限会社 宝サポート	地域密着型 通所介護	令和5年 6月1日	